

令和3年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度

国と県の学費支援制度のご案内（私立 広島城北高等学校）【令和3年7月分～】

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」といいます。）や入学時納入金を軽減する制度です。

※ 就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。

2 支援の対象となる方

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額の合計額に応じて、広島城北高等学校在学の場合、次の表のとおり支給（軽減）されます。支給（軽減）額は、各校の授業料等の金額の範囲内で、月額5万円を上限に支給（軽減）されます。

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※1 [保護者等全員の額を合算] ※2	授業料	設備維持費	就学支援金	軽減補助金	毎月の授業料・設備維持費徴収額※3	【参考】世帯年収目安※4
A 0円（非課税）	40,000円	2,000円	△33,000円	△9,000円	0円	～約270万円
B 51,300円未満	40,000円	2,000円	△33,000円	△9,000円	0円	約270万円～約350万円
C 154,500円未満	40,000円	2,000円	△33,000円	（対象外）	9,000円	約350万円～約590万円
D 304,200円未満	40,000円	2,000円	△9,900円	（対象外）	32,100円	約590万円～約910万円
（対象外）304,200円以上	40,000円	2,000円	（対象外）	（対象外）	42,000円	約910万円～

※1 市町村民税の調整控除の額について、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

◎判定基準額を確認できる証明書は、次のいずれかの書類です。いずれも学校への提出は不要です。

①市町村民税・県民税課税証明書（区役所や町役場が発行する証明書）

市町村窓口で発行する課税証明書に関して、「課税所得額（課税標準額）」や「市町村民税の調整控除額」の記載がない自治体もあります。窓口に請求する際は、記載を依頼して確認してください。

②市民税・県民税納税通知書（自営営業の方等に市町より送付される通知書）

※2 この場合の「保護者等」とは、「親権者」、親権者がいない場合は「未成年後見人」、未成年後見人もいない場合は「主たる生計維持者」（＝生徒を扶養している方）、主たる生計維持者もない場合は「生徒本人」とします。

※3 別途、PTA会費・生徒会費・諸費等を徴収します。

※4 世帯年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、保護者のうちどちらか一方が働いている場合の目安です。

3 提出書類について

(1) 就学支援金を受給中の生徒

「個人番号カード（写）等貼付台紙」により提出された、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、就学支援金を受給中の生徒の場合には、この度の手続きにおいて、収入状況届出書を提出する必要はありません。（県において、提出済の個人番号を利用して、保護者等の所得確認を行います。）（裏面に続く）

【受給中でも提出が必要な生徒のみ】※この生徒には、別途ご案内します。

ア 収入状況届出書…【B】ボックスにチェック（✓）し、二重線の枠内及び【B】の標記のある太線枠内を記入
※ 届出書中の【3. 確認事項】にチェック（✓）を入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員、チェックを入れるようお願いします。

イ 「個人番号カード（写）等貼付台紙」

これまで課税証明書等書面により認定を受けている場合（これまで未提出の場合）で、この度の手続で個人番号を利用した受給資格審査（収入所得状況の確認）を希望される場合には、保護者等全員の個人番号カード（マイナンバーカード）の写し等を貼付した資料を提出してください。

ウ （生活保護法による生活扶助を受けられている世帯に属する生徒）生活保護受給証明書

生徒が、令和3年1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合

(2) 就学支援金の支給を受けていない生徒

ア 受給資格認定申請書…【A】ボックスにチェック（✓）し、二重線の枠内及び【A】の標記のある太線枠内を記入

※ 申請書中の【3. 確認事項】にチェック（✓）を入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員、チェックを入れるようお願いします。

イ 「個人番号カード（写）等貼付台紙」

保護者等全員の個人番号カード（マイナンバーカード）の写し等を貼付した資料を提出してください。

ウ （生活保護法による生活扶助を受けられている世帯に属する生徒）生活保護受給証明書

生徒が、令和3年1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合

エ （就学支援金受給の前歴がある生徒）高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書

(3) 申請を辞退する生徒

ア 辞退届出書【C】…【C】ボックスにチェック（✓）し、二重線の枠内を記入

【学内提出期限】7月7日（水）~~〆~~切

4 留意事項

- (1) 手続き後に税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校にご相談ください。支給額（軽減額）の変更が必要となる場合があります。
- (2) 税の申告を行われていない場合には、所得の確認（認定・不認定の審査）を行うことができません。
収入がない場合も必ず税の申告を行ってください。
- (3) 失職等により収入が激減した場合、特別に授業料等を軽減する制度があります。詳しくは、学校にお尋ねください。

5 Q&A

- Q1 父母が死亡したため親権者がおらず、祖母が生活費を出しているの、祖母の所得状況により判定されますか？
⇒ 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者（＝生徒を扶養している方）の所得状況で判断します。
- Q2 ひとり親家庭（母子）ですが、先日、母が再婚しました。個人番号記載資料は母と継父のものを提出すれば良いですか？
⇒ 再婚した場合、養子縁組をしなければ、再婚相手に親権が付与されません。したがって、
① 再婚に伴い養子縁組をしていれば、母と継父の個人番号記載資料を、
② 養子縁組をしていなければ、母の個人番号記載資料を提出してください。
- Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で非課税扱いです。この場合、支給は受けられますか？
⇒ 日本国内に在住している親権者（母親）のみの所得状況で判断します。この場合、就学支援金の支給額は一律9,900円/月となります。（加算支給（33,000円/月の支給）は、課税基準日（各年1月1日）に、親権者2人とも日本国内に住所を有していることが条件になります。）
- Q4 現在、児童福祉施設に入所しています。どの者の個人番号記載資料を提出すれば良いですか？
⇒ 児童福祉施設、児童相談所に入所している場合でも、親権者が存在すれば、親権者の個人番号記載資料を提出していただくこととなります。